

休業要請の緩和に伴う市立小・中学校及び幼稚園の再開について

令和2年(2020年)5月15日

城陽市教育委員会

現在、本市の小中学校(園)において、5月31日(日)まで臨時休業しておりますが、京都府の緩和判断基準に基づく休業要請の段階的緩和を受け、府立学校の対応も参考に下記のとおり教育活動について対応することとしますので、何卒ご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校・園の再開日について

- (1) 6月1日(月)から学校・園の教育活動を再開します。
 - ア 小学校の給食は、6月3日(水)から開始します。
 - イ 中学校の給食は、6月2日(火)から開始します
- (2) 今後の感染状況により、変更をすることがあります。

2 再開に向けた段階的な教育活動について

5月25日(月)～5月29日(金)に分散登校による登校(園)日を週2回設定します。なお、この間は授業日ではありません。

3 運動機会の確保について

- (1) 小学校では、5月25日(月)から運動場を開放します。
- (2) 中学校では、5月25日(月)から心身の健康を考え、部活動ごとに時間(2時間以内)を決め、急な活動による身体的負荷が生じないよう十分な配慮の上で簡易な運動を行います。

4 その他

- (1) 市立小中学校・幼稚園の具体的な対応につきましては、各校・園のホームページ等でご確認願います。
- (2) 臨時休業による児童生徒の学習を保障するために、長期休業期間の短縮を行います。
夏季休業については、8月6日(木)～8月23日(日)とする予定です。
- (3) 登校に際しては、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、登校前検温をお願いします。
- (4) 37.5℃以上、または体調不良があれば保護者に連絡し、帰宅対応とします。